

アイドリングストップ支援機器導入助成金交付要綱

社団法人 佐賀県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 (社)佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)は、会員事業者がアイドリングストップ支援機器(以下「機器」という。)を導入する際、代金の一部を助成することとし、アイドリングストップの励行及び燃費節減等、環境対策の推進に努めることを目的とする。

(対象品目)

第2条 助成の対象とする機器は、次の(1)もしくは(2)に該当するものとする。

(1)トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次の①～⑤に掲げるもの。

- ① 電気式の毛布、マット又はベッド(外部電源対応機器を除く)
- ② 蓄冷式クーラー
- ③ エア又は温水式ヒーター
- ④ 外部電源用パッケージクーラー
- ⑤ 車載バッテリー式冷房装置

(2)経済産業省が実施する「低炭素型自動車交通推進事業」において外部給電システムを活用した冷蔵・冷凍車のアイドリングストップ推進事業に参画する場合の冷蔵・冷凍車向け後付けスタンバイ装置。

(助成対象期間)

第3条 原則として、当該年度の4月1日から2月末日までの購入分とする。

(助成金額)

第4条 佐ト協の交付する助成金額は、会員事業者が新たに導入する機器の価格の4分の1以内とし、別に定めた額を上限とする。

但し、端数が生じたときは、百円未満は切り捨て処理とする。

また、1事業者あたりの上限は、交付要綱第2条の対象品目①については20台を限度とし、その他については1事業者につき2台を限度とする。

但し、予算の執行状況を勘案して増減することが出来るものとする。

なお、対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができる。

2. 前項の取得価格には消費税を含めない。

(助成金の交付申請)

第5条 事業者は助成金の交付を受けようとするときは、別添様式1の「蓄熱式マット等購入助成金事業実績報告書」(助成金交付請求書)に必要事項を記入の上、請求書並びに領収書等の写し(リースの場合は、リース契約書の写し)を添え、佐ト協に申請するものとする。

(交付申請の最終期限)

第6条 助成金交付申請の最終期限は、原則当該年度の2月末日までとする。

(助成金の支払)

第7条 佐ト協は助成金を当該年度末までに会員事業者の指定金融機関の口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第8条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した機器を管理しなければならない。

2 事業者又は交付の対象となった機器が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、佐ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 差し押さえ又は競売等により当該機器が使用できなくなったとき。

(3) 事業者が当該年度中に佐ト協を退会したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、佐ト協は、事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

(機器の処分制限)

第9条 事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して別に定める期間が経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ佐ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項による処分が行われたときは、佐ト協へ報告しなければならない。

(附則)

事業者は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、本助成金に関する書類を、5年間責任を持って保存すること。

本要綱は、当該年度の4月1日に遡って適用する。

アイドリングストップ支援機器導入助成金交付要綱実施細則

(助成上限額)

第1条 交付要綱第4条の助成上限額は次のとおりとする。

ただし、これらを上限額とすることが適当でない機器については個別に判断するものとする。

電気式の毛布、マット又はベッド	7,000円
蓄冷式クーラー	40,000円
エア又は温水式ヒーター	60,000円
外部電源用パッケージクーラー	60,000円
車載バッテリー式冷房装置	60,000円

(機器の処分制限期間)

第2条 交付要綱第9条の蓄熱式マット等の処分制限期間は次のとおりとする。

電気式の毛布、マット又はベッド	1年
蓄冷式クーラー	3年
エア又は温水式ヒーター	6年
外部電源用パッケージクーラー	6年
車載バッテリー式冷房装置	6年